

「謝っても大丈夫」
～弁護士からの証言

ある病院側の弁護士のつぶやき

- 医療事故が起きたときに患者側に謝罪しても、訴訟で過失責任の証拠にはならないことは知っている
 - ただ、病院側に責任がほとんどない場合、謝罪によって患者側が「ミス(過失)があった」と誤解し、高額な賠償金を請求するなど、紛争解決の障害になる
 - 病院側に過失がなければ、保険会社は賠償金を支払わない
 - だから、実務的には、病院側に「事実関係が分からない段階では、患者側に対して、病院側の責任を認めるような謝罪しないように」とアドバイスせざるを得ない
- 「謝罪」の遅れにつながり、より紛争がこじれることも

...

ある国立病院の副院長のつぶやき

- 誤診があったことが分かったので、患者側に謝罪したいが、厚生労働省の訟務担当者から「裁判になって損害賠償額を決めてもらわないと、国庫から支出できない」と言われている
 - このため、病院側としてミスを患者側に伝えて謝罪することができない。判決まで待つしかない
- 5年以上の裁判を経て、国が患者側に約8000万円を支払うよう命じる判決

日本版マニュアルの必要性

- ミスがあった場合や、あった可能性が高い場合でも、保険会社や運営主体(国や自治体を含む)が「損害賠償」を支払うかは不透明
 - 事実関係の究明だけでなく、責任の大きさが明らかになるまで、うかつに「謝罪」しにくい
 - 主張が異なる場合は、対立関係において自分から過ちをみとめないという弁護士の“習性”も背景に...
 - 総論では「謝っても大丈夫」とは分かっているが、各論では、医療事故にはさまざまなケースがあり、実務として医療現場に対して「すぐに謝罪していい」とはアドバイスしにくい...
- 日本の司法制度の実情を踏まえた上で、こうしたマニュアルの日本版ができれば、医療現場に対して統一したアドバイスができる！？